

2025(令和7)年度山梨県立美術館博物館学芸員実習について

1. 応募資格

- ① 大学又は大学院に在学中で、博物館法施行規則第1条に定められた博物館に関する科目の単位を履修済み又は履修中の学生
- ② 美術館及び学芸員職に関心があり、実習の全期間出席可能で、積極的に実習に取り組める学生
- ③ 山梨県立美術館長が特に認めた学生

※ 選考に当たっては、以下の学生を優先します。

- 美学・美術史専攻の学生、美術系実技専攻の学生
- 山梨県内に現住所又は帰省先住所を有する学生、又は山梨県内に所在する大学（大学院を含む）に在学する学生

2. 実習期間等

- ① 実習期間 2025(令和7)年7月下旬～8月上旬
- ② 実習日数 5日間
- ③ 実習時間 午前9時～午後5時

3. 実習場所：山梨県立美術館（山梨県甲府市貢川 1-4-27）

4. 定員：10名程度

5. 実習内容

美術館業務概要、施設見学、資料取扱い実習、広報概要、資料・収蔵庫管理実習、コレクション展(所蔵品展)の企画演習、教育普及事業体験実習など

6 申込方法

- ① 申込方法：所属大学からの郵送申し込みとします。

※実習希望者が直接申し込むことはできません。

- ② 締め切り：2025(令和7)年3月11日(火) ※必着
- ③ 提出書類等

(ア) 博物館実習申込書（各大学の書式で可）

※所属大学学長名による山梨県立美術館長宛の依頼文書の形式としてください。

(イ) 身上書（手書き）（市販の履歴書で可）

- ・ 顔写真を添付してください。
- ・ 専攻分野を記載してください。

- ・ 実習期間中の滞在予定先・連絡先を記載してください。

(ウ)学芸員資格取得理由書(400字程度で記述したもの)

(エ)返信用封筒

- ・ 郵便番号、宛先(所属大学の実習担当部署)を記入の上、切手を貼付してください。
- ・ 申込者一名につき一通とします。

④ 注意事項

学年は2025(令和7)年度のを記入してください。

7 その他

- ① 提出された書類は返却しません。なお、書類は2025(令和7)年度山梨県立美術館博物館学芸員実習生の選考のみに使用し、個人情報の保護に留意します。
- ② 提出書類の内容に基づいて選考を行い、受入れの可否については、2025(令和7)年4月下旬までに所属大学に郵送で通知します。
- ③ 実習は無料ですが、交通費、昼食代は実習生の負担とします。
- ④ 実習期間中、万一事故が生じた場合は、本人及び所属大学で責任を負うものとします。
- ⑤ 実習期間中の出席状況、受講態度等を確認の上、実習終了後に各大学宛に博物館実習修了証明書(当館所定の書式による)を発行します。
- ⑥ 不測の事態により、実習等が中止となる可能性があることをご承知おきください。
- ⑦ 緊急時の連絡に備え、各大学の事務担当者の方、もしくは担当教諭等、必ず連絡が取れる方のメールアドレス・電話番号を下記アドレスまでご連絡ください。

8 問い合わせ先及び郵送先

山梨県立美術館 学芸課 博物館学芸員実習担当

〒400-0065 山梨県甲府市貢川 1-4-27

TEL 055-228-3322